大石田町障害者活躍推進計画

機関名	大石田町
任命権者	大石田町長
計画期間	令和5年4月1日~令和8年3月31日(3年間)
大石田町における障	大石田町においては、これまで法定雇用障害者数は達成してい
書者雇用に関する課	たものの、法定雇用率は達成できていなかった。また、令和6年
題	4月には、国及び地方公共団体の法定雇用率が 0.4%引き上げら
	れ、3.0%以上になる。このため、法定雇用率達成に向けて積極的
	な雇用推進を図る必要がある。
	雇用した障害者である職員の活躍のためには、その障害の特性
	や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、更なる体制整備
	が必要である。
目標	
①採用に関する目標	計画期間内に、実雇用率 3.0%以上を目指す。
	(参考)大石田町の令和4年6月1日時点の実雇用率:2.33%
	評価方法は、毎年の任用状況通報により把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
推進する体制整備	○組織内の人的サポート体制(人事担当)を整備する。
	○障害者雇用に係る取組について、職員の理解を求めるため、適
	宜情報発信を行う。
2. 障害者の活躍の	○身体障害等により。従来の業務が遂行困難となった障害者から
基本となる職務の選	相談があった場合は、負担なく遂行できる業務の選定及び創出
定・創出	について検討する。
3. 障害者の活躍を	○必要に応じて適宜面談等を実施することにより、必要な配慮等
推進するための環境	の有無を把握し、必要な措置を講じる。
整備・人事管理	○措置を講じるにあたっては、本人の希望を踏まえ、過重な負担
	にならない範囲で適切に実施する。
	○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
	・上記以外に特定の条件を付して募集する。
	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促
	進する。
4. その他	○国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関す
	る法律に基づく障害者就労施設への発注等を通じて、障害者の
	活躍の場の拡大を推進する。